

伊 監 第 19 号
令和元年 8 月 9 日

伊豆市長 菊地 豊 様

伊豆市監査委員 宮内 知秋

伊豆市監査委員 杉山 誠

平成 30 年度伊豆市資金不足比率の意見

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度伊豆市資金不足比率の審査をしたので、次のとおりその結果と意見を報告します。

1 審査の対象

- (1) 資金不足比率
- (2) 算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

令和元年 8 月 8 日

3 審査の方法

審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及び、その算定となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

| 特別会計の名称 | 平成 29 年度 資金不足比率 | 平成 30 年度 資金不足比率 | 平成 30 年度 経営健全化基準 |
|--------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 水道事業会計 | — | — | 20.0 |
| 温泉事業特別会計 | — | — | 20.0 |
| 簡易水道事業特別会計 | — | — | 20.0 |
| 下水道事業特別会計 | — | — | 20.0 |
| 農業集落排水事業特別会計 | — | — | 20.0 |

(注記) 資金不足額がない場合には、「—」で表示。

5 審査意見

上記、全ての特別会計における資金不足はなく、比率においても経営健全化基準を下回っており、平成 30 年度決算における審査結果については、特に指摘すべき事項はありません。